

かごしま市子育てガイド（２０２７年度版）作成業務に係る企画提案競技に関する質問・回答

No.	質問	回答
1	告示 2 提出要領（１） 実施要領 7 提案書の提出及び記載要領 （１）提出書類 「イ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書」の提出省略に関し、実施要領には、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登録がある場合は「イからオまでの書類の提出を省略することができる」とあります。 一方、告示には「ウからオまでの書類の提出を省略することができる」と記載されています。提出を省略できる書類の範囲について、どちらの記載が正しいでしょうか。	告示文に記載の「ウからオまでの提出を省略することができる」が正しいです。 そのため、提出書類に記載しております「イ 本市発行の市税に滞納が無いことの証明書（３か月以内に発行されたもの。写し可。本市で市税に滞納が無いことの証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村発行の納税証明書）」のご提出が必要です。 記載の統一がされておらず申し訳ございません。
2	実施要領 7 提案書の提出及び記載要領 （１）提出書類 記載すべき事項を網羅していれば、項目イ～キの提案順序の変更は可能ですか。	実施要領 7 提案書の提出及び記載要領（１）提出書類 イ～キに記載の順序で作成ください。
3	実施要領 10 提案書の取扱い等（７） 審査項目に則り企画提案書を作成した場合、提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。そのため、鹿児島市情報公開条例 第7条（３）アに該当し、開示請求の対象外となる認識でよろしいでしょうか。 また、もし仮に第三者から情報公開請求がなされた場合、鹿児島市情報公開条例 第15条に則り、意見書提出の機会はいただけますか。	企画提案書自体は公文書となるため鹿児島市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となります。そのうえで、企画提案書に記載された情報のうち、ノウハウのような、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報については不開示となり、不開示となる部分が黒く塗られた状態の企画提案書が開示請求者に対して開示されることとなります。 また、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認め開示する場合は、鹿児島市情報公開条例第15条第2項の規定に基づき意見書提出の機会を付与します。それ以外の場合に関しては、開示請求の内容及び対象公文書の記載内容を踏まえ、必要に応じて同条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与します。
4	仕様書 2 概要（２）⑤ 色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）で良いですか。	完成品と大きな差が生じなければ、可とします。
5	仕様書 2 概要（３） 20,000部に、広告掲載者への見本提供としての部数（100部程度）は含まれますか。含まれない場合、適当数を加えた部数を提案することは可能ですか。	数量20,000部のうち、広告掲載者への見本誌提供用として100部の提供は可能です。 それを超える部数については、適当数をご提案いただくことも可能です。